

第43号議案

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和3年6月11日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

施設及び設備器具の使用料を改定するため提案する。

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年蒲郡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1管理棟の項中「・北の間」を削る。

別表第2施設使用料の表体育館の部競技場の款中「2,800」を「3,300」に、「5,200」を「6,200」に、「7,400」を「8,800」に改め、同表弓道場の部弓道場の款中「1,800」を「1,900」に、「3,300」を「3,600」に、「4,800」を「5,200」に、「150」を「200」に改め、同表管理棟の部北の間の款を削り、同部トレーニング室の款中「150」を「200」に、「1,500」を「2,000」に改め、同表備考に次のように加える。

5 弓道場を専用利用する場合において、その利用が8人立以内の場合の使用料は、当該使用料の3分の2の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2設備器具使用料の表体育館競技場の部中

体操器具	1組
------	----

」を

冷暖房設備	1時間
特別照明	1時間

」

9,000
300

に改め、同部バスケットボール器具の款中「300」を「4

00」に改め、同部バドミントン器具の款及び卓球器具の款中「70」を「100」に改め、同部ハンドボール器具の款の次に次のように加える。

電光得点装置	1組	1,000
フロアシート	1日	9,000

別表第2設備器具使用料の表に備考として次のように加える。

備考 フロアシートを競技場の一部に敷く場合の使用料は、当該使用料の額に利用面積の競技場面積に対する割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端

数を生じたときは、これを切り捨てた額) とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に同日以後の利用について許可を受けた者からは、改正前の蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、同日前においても当該利用に係る改正後の蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収することができる。